

2019年11月21日

法務大臣政務官
宮崎 政久 様

刑法性犯罪の再改正に向けての審議に、被害当事者・支援者の参画を求める要望書

刑法改正市民プロジェクト

私たちは、刑法性犯罪関連の情報共有・実態把握を踏まえて活動する市民団体の集まりです。

2017年7月に刑法性犯罪が110年ぶりに大幅改正され、これまで潜在化していた性暴力被害が適切に処罰されることが期待されました。しかし、この3月に、相次いで4件の性犯罪無罪判決が報道され、依然として性暴力が犯罪として認められるためのハードルの高さを実感させられました。セクシャル・ハラスメントや性被害体験を告発・共有する#Me Too運動が確実に広がりを見せ、2019年3月に4件の無罪判決が出されたことに端を発したフラワーデモは、毎月11日に開催され11月時点で全国27箇所で開催されました。当プロジェクトの参加団体である一般社団法人 Spring、認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウなどが呼びかけた刑法性犯罪再改正を求める署名は4万5千筆を超え、6月24日に法務大臣に提出されました。

さらなる刑法改正が、早急に求められています。刑法性犯罪の再改正に向けた審議を早急に行う必要があります。被害実態に即した改正を実現するために、以下のとおり要望します。

1. 刑法性犯罪の再改正に向けた審議を早急を実施すること

2017年7月の刑法改正の附則9条に基づき、刑法検討会を開催、見直し決定後、法制審議会に「刑事法（性犯罪関係）部会」を設置し、刑法改正について審議すること。

2. 上記の審議における委員に被害実態を理解した人を複数入れること

2017年7月の刑法改正の衆議院附帯決議四を踏まえ、性暴力被害者と性暴力加害者の実態調査結果による両者の精神及び心理医学的知見の観点を重視した上で、被害当事者や支援団体の代表、さらに被害者の実態を熟知した研究者、専門家を委員に一定の割合で入れることが必要である。

3. 検討や審議にあたって、被害当事者や支援者の声を反映すること

2014年の「性犯罪の罰則に関する検討会」及び法制審議会において様々な個人・団体へのヒアリングが行われた。性暴力被害も多様であるため、様々な現場の被害実態が明らかになるようなヒアリングを改めて行うべきである。また、議論の過程を速やかに公表することはもちろんのこと、傍聴やパブリックコメントなど幅広い方法で、全国の被害当事者や支援者、関心を持つ市民の声を反映させること。

【刑法改正市民プロジェクト】

刑法性犯罪関連の情報共有・実態把握を踏まえて活動する市民団体の集まりです。

[プロジェクト所属団体]一般社団法人 Colabo/一般社団法人 Spring/NPO 法人しあわせなみだ/NPO 法人スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワーク/NPO 法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO/NPO 法人性暴力救援センター・東京 SARC 東京/性暴力禁止法をつくろうネットワーク/NPO 法人全国女性シェルターネットワーク/NPO 法人 PAPS/認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウ/NPO 法人 BOND プロジェクト/NPO 法人人身取引被害者サポートセンターライトハウス/ (五十音順)

【お問い合わせ】一般社団法人 Spring lobbying@spring-voice.org